

湖南省屋外広告物ガイドライン

～美しい景観づくりのために～

< 概要版 >

はじめに

湖南省では、屋外広告物法の規定に基づき、湖南省屋外広告物条例を制定しました。

条例は、湖南省景観計画※に即した景観形成を図るため、本市の特性を踏まえ、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成かつ風致の維持、または公衆に対する危害を防止するものとなっています。

このガイドラインは、屋外広告物に対する規制基準にご理解とご協力をいただき、市民や事業者の皆さんと共に協働による景観まちづくりを進めていくため、条例の内容をわかりやすく解説するものとして作成した「湖南省屋外広告物ガイドライン」の概要版です。

※湖南省景観計画：景観法第8条第1項の規定に基づく法定の景観計画（平成26年12月26日告示）

広告主および広告業者の方へ

- ・ 屋外広告物を設置しようとする方は条例の規定している地域区分ごとの基準や手続き方法を守り、周囲の景観との調和に努めてください。
- ・ 広告業者の方は広告主と連携し、条例の規定している基準等を守り、そのための適正な措置を講じるよう努めてください。

※屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

※滋賀県内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。登録した営業所には、法令の遵守・安全の確保・帳簿の記録等を担う業務主任者を置くことが義務付けられています。詳細は滋賀県都市計画課にお問い合わせください。



湖南省

1

屋外広告物とは（条例による規制の対象となるもの）

営利を目的とする商業的な広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の 4 つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

① 常時または一定の期間継続して表示されるものであること

- ・建物その他の工作物などに定着して表示されたもの。
- ・夜間のみ表示する広告物など、表示時間を限定する場合も屋外広告物に該当します。

② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）ものであること

- ・建築物などの外側に表示されるもの。

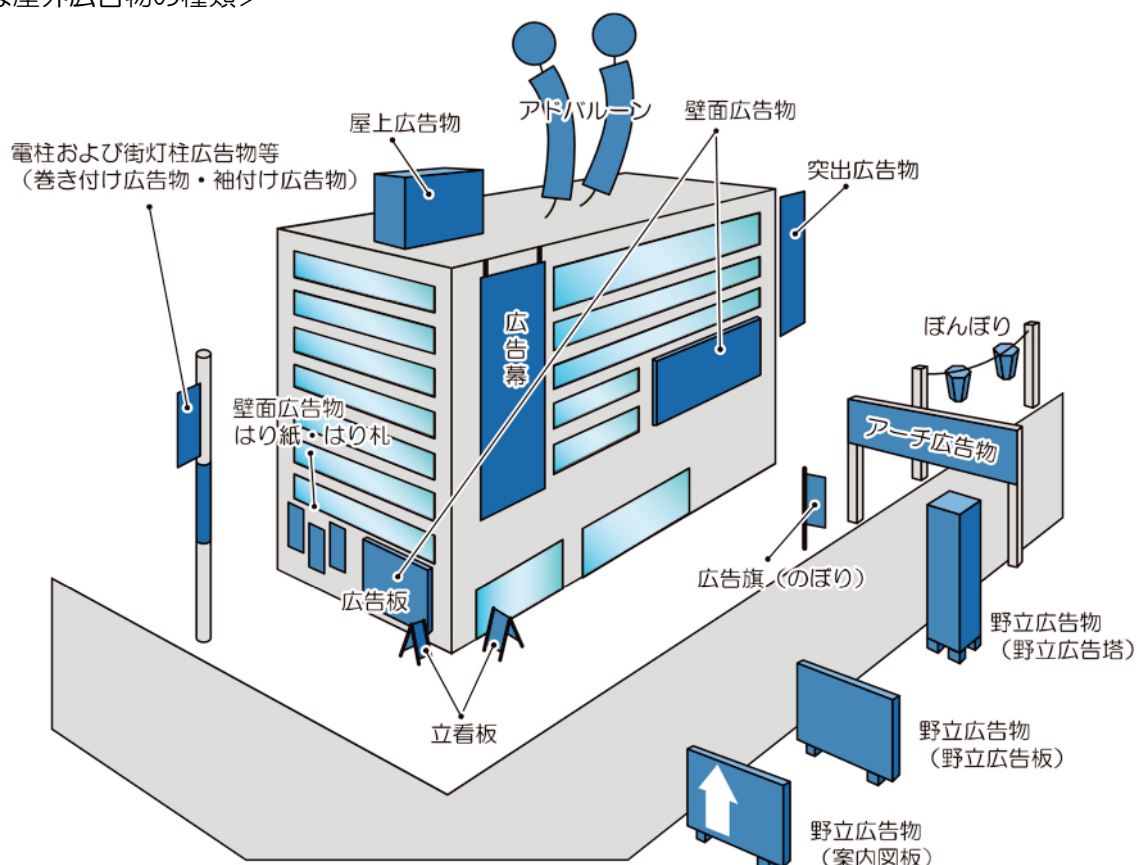
③ 公衆に表示されるものであること

- ・屋外の不特定多数の公衆に対して表示するもの。

④ 看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものであること

- ・文字・意匠・デザインなどの一定のイメージなどが表示されているもの。
- ・塀、岩石、樹木などを利用して表示、掲出したもの。

<主な屋外広告物の種類>

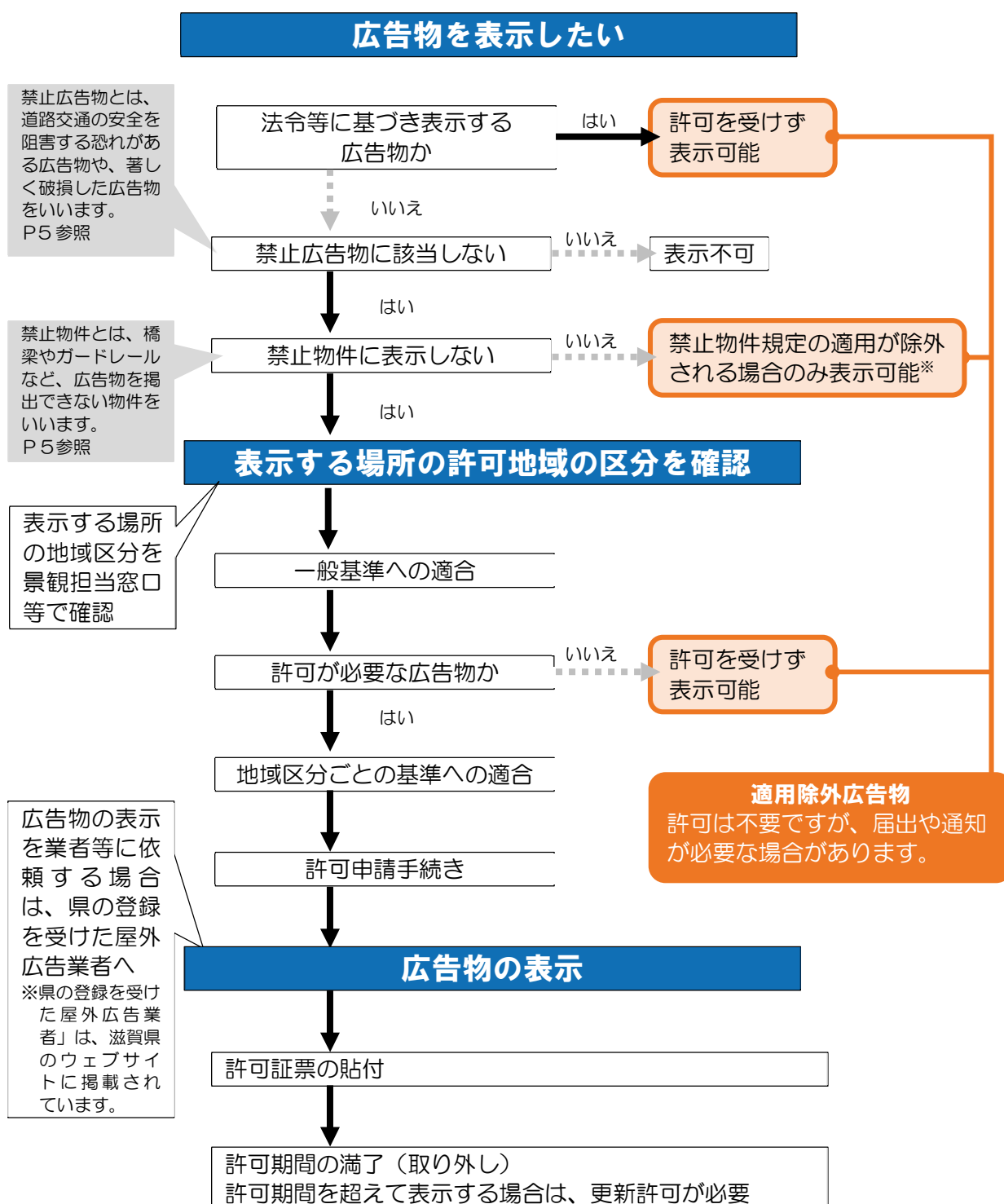


2 屋外広告物表示の手続き

市内の区域で屋外広告物を表示するときには、「湖南省屋外広告物条例」に規定する「きまり」を守ったうえで、行う必要があります。

条例では、禁止広告物や禁止物件、許可地域の区分・地域区分ごとの基準、手続きなどを定めており、広告物を表示する場所や物件、規模などにより、規制の内容や必要な手続きが異なります。

＜屋外広告物表示までの流れ＞



※ 別に関係法令等の手続きが必要な場合があります。P4 参照のこと。

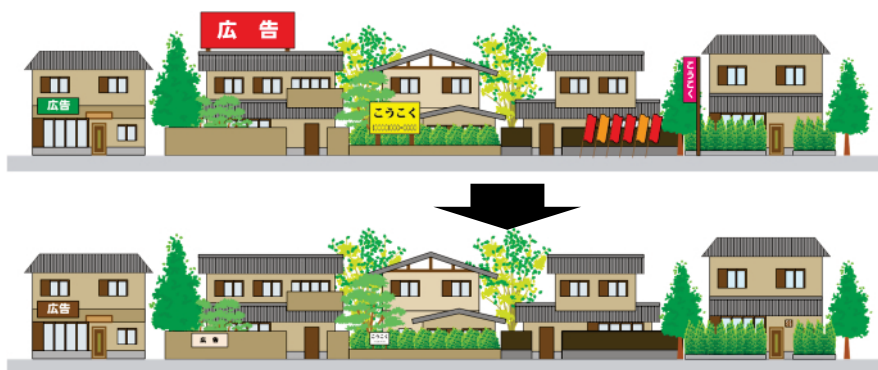
3 共通ガイドライン

全ての屋外広告物に共通するガイドラインを示します。

1. 市全体の基準

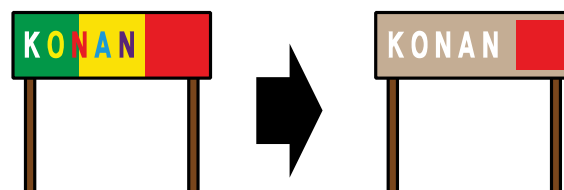
(1) 全ての地域に共通する基準 (全ての地域・全ての広告物における共通基準)

1. 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。



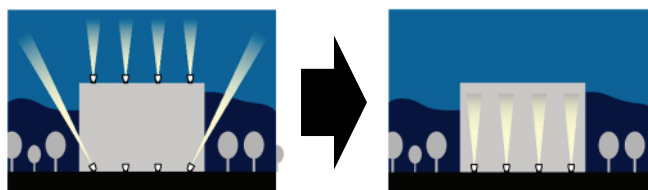
2. 色数を抑えるとともに、地色（表示面の 2/3 以上）は、高彩度の色彩※を使用しないこと。

※高彩度の色彩：ここでは「彩度 10 を超える」色彩をいいます。「彩度」とは、マンセル表色系における色彩の属性の 1 つで、色の鮮やかさを示すものです。P4 参照のこと。



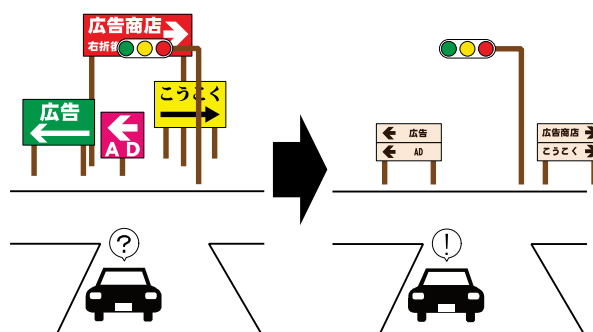
3. 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。

4. 照明を伴うものにあっては、照明の光および照明器具自体が周辺の景観または風致を害しないこと。



5. 電光表示板等その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動ならびに光の明滅および照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあっては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとする。

6. 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。



(2) 色彩基準

広告物の地色※¹（表示面の2／3）については、「マンセル表色系」※²を用いて、使用できる色彩の範囲を定めます。

① 建築物に付属する広告物 (壁面広告物・屋上広告物・突き出し広告物等)			② 野立広告物		
壁面広告物など、建築物に付属する広告物は、建築物の外壁や屋根の基調色に関する景観形成基準に配慮し、地色に使用できる色彩の基準を設けます。			野立広告物は、その背景となる景観の多様性に配慮し、建築物に付属する広告物よりも鮮やかな色彩を使用できるよう配慮しています。		
色相	彩度	明度	色相	彩度	明度
	上限値	下限値		上限値	下限値
0.1R～10G	8 以下	3 以上	0.1R～10Y	10 以下	3 以上
0.1BG～10RP	5 以下	3 以上	0.1YG～10RP	6 以下	3 以上
無彩色	—	3 以上	無彩色	—	3 以上
			ただし、基準の範囲内の色彩についても、周辺の景観の状況を鑑み、周囲の環境との調和への配慮を求めます。		

※¹ 地色：広告物の地となっている大きな割合を占める色（ベースカラー）。

※² マンセル表色系：アメリカのマンセル（A. H. Munsell 1858～1918）が考案した色の表示法。

「色相・明度・彩度」の三属性により、色彩を表現するものです。色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といえます。マンセル値5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10を表しています。

ごじー	ごのじゅう
5G	5 / 10
色相	明度 彩度

◆その他の関係法令について

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに必要な関係法令の手続きが必要です。

<国が定める関連法>

- 建築基準法——高さが4mを超える屋外広告物に関しては工作物の建築確認申請が必要です。
- 道路法——道路上および道路上空に表示する屋外広告物には道路占用の許可が必要です。
- その他——表示する場所によって、風致地区の許可や地区計画・まちづくり協定の届出などが必要です。

<表示内容に関するルール>

●著作権法

絵画やイラスト、写真、文章などには著作権があり、無断で使うことはできません。写真をイラスト化して用いる場合でも発生する場合がありますので、必ず撮影者に了解を得るようにしましょう。

●特許法・実用新案法

発明を保護した法律で特許権は20年保護されます。また、実用新案権は6年の保護となっています。

●商標法

事業者のシンボルマークや商品ロゴなどは、申請が認められると10年の保護期間があり、他人が無断で用いることができません。

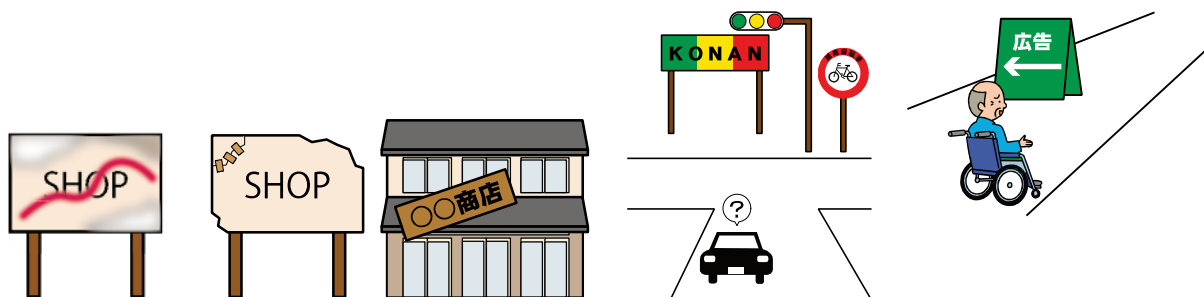
●意匠法

ここでいう意匠とは、物品あるいは物品の部分における形状・模様・色彩に関するデザインを指します。

2. 禁止広告物

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

- ① 著しく汚損し、退色し、または塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



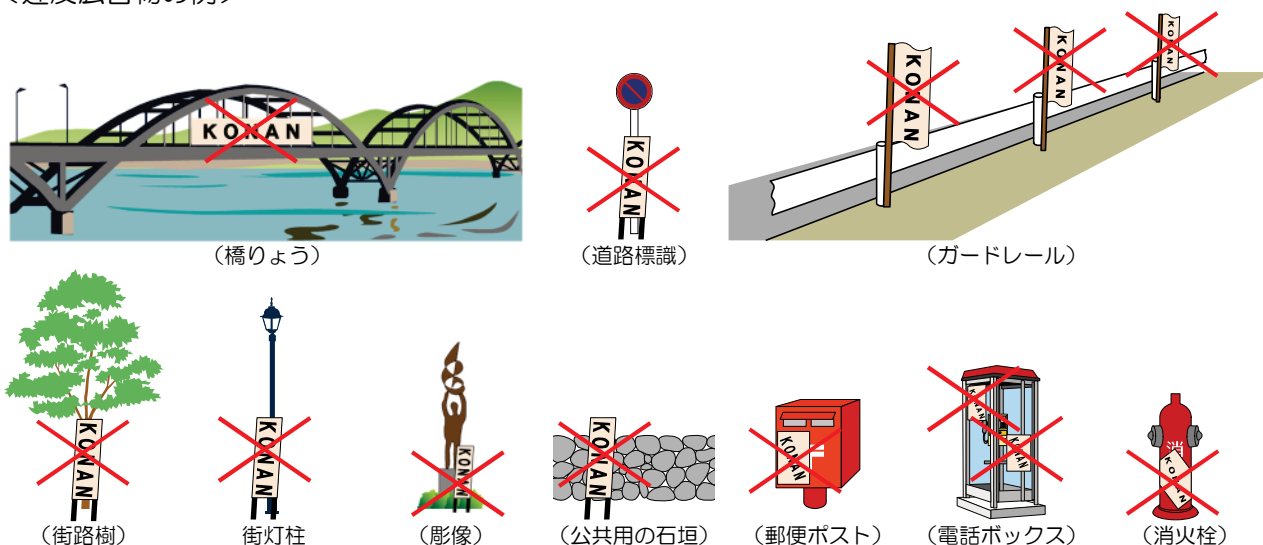
◆交通安全の観点からの補足説明

信号や道路標識の周囲や、その背後に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。

3. 禁止物件

公共構造物	橋りょう、トンネル、高架構造物など
道路関係	道路の路面、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール、デリネーター等）、駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など
文化的物件	彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など
公共的物件	公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火水槽およびその防護柵、火災報知機、火の見やぐら、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

<違反広告物の例>



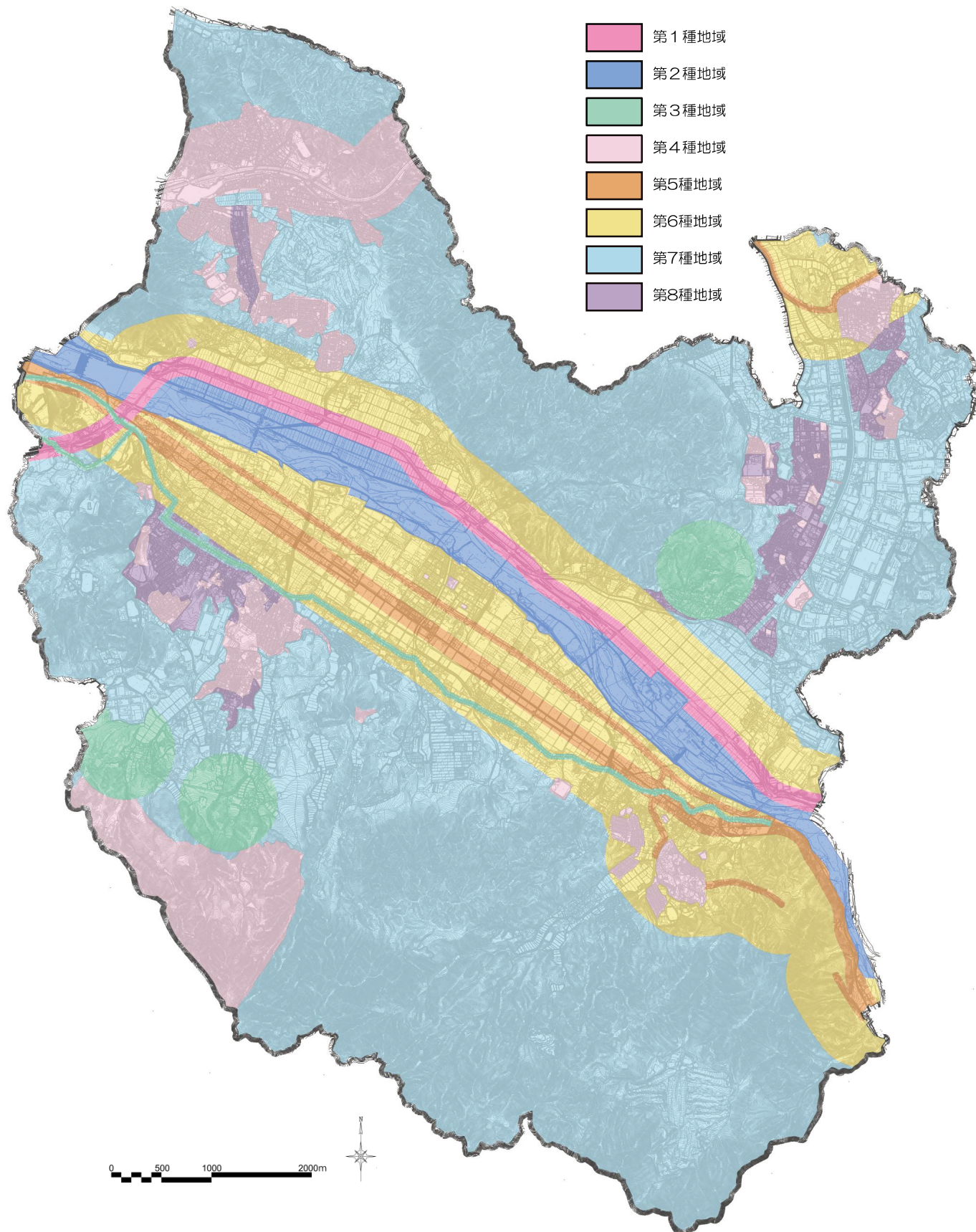
※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

4 地域ごとの基準について

1. 規制地域の種別

許可区域（湖南省全域）に掲出する場合は、原則として許可が必要です。

地域の範囲について、詳しくは都市政策課に備え付けの図書でご確認ください。



2. 許可の基準

地域ごとの許可基準の主な内容は次の通りです。詳しい内容については、「湖南省屋外広告物ガイドライン」をご確認ください。

① 自家用広告物

地域名		第1種地域	第2種地域	第3種地域
		国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く）の道路中心線から両側100mの地域（岩根地区地区計画の範囲を除く）	湖南省景観計画に定める重点地区野洲川及び国道1号周辺地区から第1種地域の区域を除いた地域	湖南三山（長寿寺・常楽寺・普水寺）の最も主要な国宝の建築物の中心から半径500mの地域（ただし常楽寺周辺については、工業地域（都市計画法第8条）の区域を除く）旧東海道と旧東海道の道路境界から両側25mの地域
許可の必要性		総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積3㎡以下は許可申請不要
総量規制		・15㎡	・15㎡ ただし用途地域を除く	・10㎡
野立広告物		・地上から10m以下	・地上から10m以下 ただし用途地域では15m以下	・地上から10m以下
屋上広告物		・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ3m以下 ・用途地域内では10m以下 ・屋上等の水平投影面をみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をみださない ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること
壁面広告物		・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/4以下 ・壁面からはみ出さない
突出 広告物	突出幅	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下
	上端の高さ	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない
	下端の高さ （道路上へ突出する場合）	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上
電光表示板等		・5㎡以下（片面） ・1事業所につき原則1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・5㎡以下（片面） ・1事業所につき原則1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・5㎡以下（片面） ・1事業所につき原則1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる
電柱の類を 利用する広 告物	表示面積	・1㎡以下（1面）		
	巻き付けにする広告物	・下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下		
	袖付けにする広告物	・下端の高さは【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上で、長さは1.5m以下 ・突出幅は0.9m以下 ・表示面積は1.2㎡以下 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること		
	広告物の個数	・1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内		
	その他	・電光表示板等でないこと。		
立看板		・地上から3m以下		
広告旗		・脚を含めて3m以下		

第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域	第8種地域
第1種・2種低層住居専用地域等	鉄道の境界線から100m以内 指定道路（一般国道、県道草津伊賀線、彦根八日市甲西線の一部）の道路境界から30m以内 （第1種地域から第4種地域までの区域を除く）	鉄道の境界線から100m以上500m以内 指定道路（一般国道、県道草津伊賀線、彦根八日市甲西線の一部）の道路境界から30m以上500m以内 （第1種地域から第5種地域までの区域を除く）	第1種～第6種地域、第8種地域以外の地域	第1・2種低層住居専用地域以外（第1種中高層住居専用地域等）の住居系用途地域（第1種地域から第6種地域までの区域を除く）
総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要
・15㎡	—	—	—	—
・地上から10m以下	・地上から20m以下 ・住居系用途地域では地上から10m以下	・地上から20m以下 ・住居系用途地域では地上から10m以下	・地上から20m以下 ・住居系用途地域では地上から10m以下	・地上から10m以下
・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う
・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/3以下
・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下
・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない
・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上
・5㎡以下（片面） ・1事業所につき1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・10㎡以下（片面） ・住居系用途地域では5㎡以下（片面） ・1事業所につき1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・10㎡以下（片面） ・住居系用途地域では5㎡以下（片面） ・1事業所につき1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・10㎡以下（片面） ・住居系用途地域では5㎡以下（片面） ・1事業所につき1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・10㎡以下（片面） ・1事業所につき1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる

② 非自家用広告物

地域名		第1種地域	第2種地域	第3種地域
許可の必要性		すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません	設置できません	すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません
野立 広告物	面積等	・3㎡以下（1面）		・3㎡以下（1面）
	集約化	・2人以上なら5㎡以下 ただし1事業所の広告部分が3㎡を超えないこと		・2人以上なら5㎡以下 ただし1事業所の広告部分が3㎡を超えないこと
	高さ	・地上から4.5m以下		・地上から4.5m以下 もしくは道路面から4.5m以下
	相互の距離 個数等	・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内		・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内
	色彩（高彩度の面積）	・広告面および案内図面 各々の地色の1/3以下		・地色の1/3以下
	その他	・国道同士の交差点から 30m区間は掲出不可		・国道同士の交差点から 30m区間は掲出不可
屋上広告物		・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること		・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること
壁面広告物		・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない		・壁面の面積×1/4以下 ・壁面からはみ出さない
突出 広告物	突出幅	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下		・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下
	上端の高さ	・取付壁面の高さを超えない		・取付壁面の高さを超えない
	下端の高さ （道路上へ突出する場合）	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上		・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上
電光表示板等		・設置できません		・設置できません
電柱の類を利用する広告物		・自家用広告物における基準と同じ		・自家用広告物における基準と同じ
	相互の距離 個数等	・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内		・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内
立看板		・設置できません		
広告旗		・設置できません		
備考		※「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります		※「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります

第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域	第8種地域
すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません	すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません	すべて許可が必要	すべて許可が必要	すべて許可が必要
・5㎡以下（1面）	・5㎡以下（1面）	・10㎡以下（1面）	—	—
・10人以上なら30㎡以下 ただし1事業所の広告部分が5㎡を超えないこと	・10人以上なら30㎡以下 ただし1事業所の広告部分が5㎡を超えないこと	—	—	—
・地上から4.5m以下 もしくは道路面から4.5m以下	・地上から4.5m以下 もしくは道路面から4.5m以下	・【野立広告板】 地上から4.5m以下 ・【野立広告塔】 地上から10m以下	・地上から10m以下	・地上から10m以下
・同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと	・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内	—	—	—
・地色の1/3以下	・地色の1/3以下	・地色の1/3以下	・地色の1/3以下	・地色の1/3以下
・国道同士の交差点から30m区間は掲出不可	・国道同士の交差点から30m区間は掲出不可	—	—	—
・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う ・形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下 ・住居系用途地域では地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下 ・住居系用途地域では地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下 ・住居系用途地域では地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	・地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみださない ・広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う
・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/2以下 ・住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない	・壁面の面積×1/3以下 ・壁面からはみ出さない
・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下	・取付壁面から1.5m以下 ・道路上への突出幅1m以下
・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない	・取付壁面の高さを超えない
・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上	・【車道】4.7m以上 ・【歩道】2.7m以上
・設置できません	・設置できません	・10㎡以下（片面） ・住居系用途地域では設置できません ・1事業所につき原則1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・10㎡以下（片面） ・住居系用途地域では設置できません ・1事業所につき原則1個まで ・その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	・設置できません
・自家用広告物における基準と同じ	・自家用広告物における基準と同じ	・自家用広告物における基準と同じ	・自家用広告物における基準と同じ	・自家用広告物における基準と同じ
・同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと	・同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内	—	—	—

5 許可の期間および手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間および手数料を定めています。

区 分（面積）		単位	手数料(1年以内、1件)	許可期間
看板、広告板 および広告塔 （これらに類 するネオン類 照明広告を含 む。）ならびに これらを掲出 する物件	1㎡未満	1個	440 円	3年以内
	1㎡以上 2㎡未満	1個	830 円	
	2㎡以上 5㎡未満	1個	1,060 円	
	5㎡以上 10㎡未満	1個	2,130 円	
	10㎡以上 15㎡未満	1個	3,100 円	
	15㎡以上 20㎡未満	1個	4,160 円	
	20㎡以上 25㎡未満	1個	5,220 円	
	25㎡以上 30㎡未満	1個	6,280 円	
	30㎡以上 35㎡未満	1個	7,340 円	
	35㎡以上 40㎡未満	1個	8,400 円	
	40㎡以上 45㎡未満	1個	9,460 円	
	45㎡以上 50㎡未満	1個	10,520 円	
	50㎡以上 55㎡未満	1個	11,580 円	
	55㎡以上 60㎡未満	1個	12,640 円	
	60㎡以上のもの	1個	3,100 円に 10㎡を 超える部分の面積が5 ㎡増すごとに 1,060 円を加算した額	
立看板および広告旗		1個	250 円	6月以内
はり紙（つり下げるものを含む。以下この表 において同じ）		100枚	420 円	2月以内
はり札（面積 0.15㎡未満のもの）		1枚	90 円	1年以内
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに 類するもの		1件	420 円	1年以内
アーチ広告物		1個	4,170 円	3年以内
広告幕		1枚	420 円	2月以内
アドバルーン		1個	1,060 円	1月以内
ぼんぼり		1個	90 円	2月以内

備考

- 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります（例えば、許可期間3年の申請をする場合など）。
- はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
- 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 申請手数料は、湖南市の発行する納付書で納めてください。

湖南市屋外広告物ガイドライン <概要版> 改訂

発行：令和6年2月

湖南市 都市建設部 都市政策課

所在地／〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地

電話番号／0748-72-1290（代表） F A X／0748-72-7964